

ご 契 約 者 各 位

このたびの台風 19 号で被災されました皆様に、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧されますよう心よりお祈り申し上げます。

つきましては、令和元年 10 月 12 日に災害救助法が適用された地域（糸魚川市・妙高市・上越市）に居住されます被災契約者様に対しまして、先般お知らせいたしました、令和元年 12 月 31 日までの掛金払込猶予期間を延長し、令和 2 年 4 月 30 日を期限とすることを改めてお知らせいたします。

なお、各種共済のご契約で、お支払いの対象となるご契約がある方で被害を受けられた場合は、早めにご加入代理所、若しくは当組合へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

令和元年 10 月 21 日

新潟県火災共済協同組合
TEL 025(267)1221